

平成 28 年度労災診療費の改定について

1 概要

平成 27 年 12 月 25 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

健康保険の診療報酬改定に伴う労災診療費への影響額を算出し、追加で予算要求。 (982 百万円)

(1) 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定。 (360 百万円)

(2) 健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から見直しを行った。 (621 百万円)

2 労災診療費特掲の改定内容

(1) 「疾患別リハビリテーション料」の引上げ等

① 診療報酬改定において疾患別リハビリテーション料が引上げられたことを踏まえ、同点数を引き上げる対応。

- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (105 点→125 点)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (185 点→190 点)

② 診療報酬改定に伴い、ADL 加算(※)の算定対象に「医療機関外における疾患別リハビリテーション料を算定した場合」を追加。

(※ADL 加算…ADL(日常生活動作)に関するリハビリテーションを訓練室以外で行った場合、30 点を加算。)

(2) 「救急医療管理加算(入院外)」の引上げ

救急医療体制の充実を図るため、労災独自で評価している「救急医療管理加算(入院外)」の金額を引上げ。

- ・入院外 1,200 円→1,250 円

(3) 「術中透視装置使用加算」の拡充

転倒等による手首の骨折が多い労災事故に対応するため、手根骨全体を加算対象とした。(220点)

(改定前)

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨（手及び足）」

(改定後)（下線部が改定箇所）

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」及び「足の舟状骨」

(4) 「病衣貸与料」の引上げ

主に救急医療を担う医療機関が定めた病衣貸与の料金（全国平均）が病衣貸与料の点数を上回っていたことから、医療機関の経済的負担の軽減を図るため点数を引上げ。

・ 1日につき 7点 → 9点

(5) 「職業復帰訪問指導料」の拡充

① 算定要件の拡充及び点数の引上げ

通院治療が長期にわたる者に対して早期職業復帰を促進するため、算定要件に「入院を伴わず通院治療を3か月以上継続する者」を追加し、点数を引上げ。

・ 精神疾患が主たる傷病ではない場合 570点 → 580点

・ 精神疾患が主たる傷病である場合 760点 → 770点

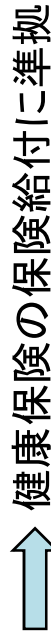
② 職業復帰訪問訓練加算の新設 (400点)

復職予定の事業場において、医療従事者が被災労働者に対して特殊な器具・設備を用いた作業訓練等を行った場合に加算できる点数を新設。

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。



2 労災保険独自の取扱い（労災特掲項目の設定等）

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○ 労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・ 労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・ 労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定（治ゆ）の判断が求められること

○ 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・ 労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・ 創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○ 被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・ 被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円
（健保は1点10円）

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等